

群馬県立吉井高等学校いじめ対応マニュアル

1 共通認識事項

- ・「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識を持ち、教育活動のあらゆる場面において生徒の小さな変化を見逃さず、日頃から生徒情報を最新かつ正確に保ち、教職員間の情報共有を密に行うことで迅速な対応ができる環境を整える。
- ・いじめが発生した際は、特定の教職員のみで対応せず、組織として、「群馬県立吉井高等学校いじめ対策委員会」が対応する。（以下、いじめ対策委員会とする）
- ・いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・必要に応じて、県教育委員会、スクールカウンセラー、スーパーバイザー及び関係機関等と連携して指導、支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（各項目下の記載は留意事項）

①教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。
- ・学年会議や教育相談係会議（SC含む）等活用し定期的な情報交換を行い、教職員間の日常的な連携を深める。
- ・事情聴取や指導経過を含めた事実を客観的に時系列で記録し、情報を整理する。

②把握した教職員は、速やかに、「いじめ対策委員会」へ報告する。

- ・放課後や週休日等であっても、管理職や生徒指導主事等へ報告する。

③「いじめ対策委員会」は、速やかに、関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- ・けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署・県教育委員会へ相談・通報・報告する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、県教育委員会へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し調査等を行うよう努める。

④「いじめ対策委員会」は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・生徒の特性や背景等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスーパーバイザー、医療機関等と連携して対応する
- ・特にSNS等が介在する事案については、全校生徒への指導について検討する。

⑤「いじめ対策委員会」は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥「いじめ対策委員会」は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた生徒への心のケアやいじめを行った生徒への成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携の下、生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

⑦「いじめ対策委員会」は、関係生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧「いじめ対策委員会」は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。
- ・いじめが解消された後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。